

○財務省告示第三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十二月十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百七
十一回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
法の条項及びその
運用に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三條第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七條第
一項及び第六十二條第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機關は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

四 発行方法
格競争入札発行」という。）及び価

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四		
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子		
平 成 二 十 八 年 十 二 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 三 十 年 十 二 月 十 五 日	る 利 子 を 支 払 う 。前 六 月 間 に 属 す	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お	毎 年 六 月 十 五 日 及 び 十 二 月 十 五